

第5章

飼料販売業者届

1 飼料販売の開始

飼料を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

2 飼料販売業者届の記載方法

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 届出の宛先

- ・知事の氏名も記載してください。

(3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

(4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

(5) 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

1) 販売業務を行う事業場

- ・ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。
- ・製品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

2) 飼料を保管する施設の所在地

- ・他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。
- ・保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

(6) 販売に係る飼料の種類

- ・製造業者届出に準じて、販売する飼料の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよい。

(7) 飼料の販売業務の開始年月日

- ・飼料の売買を開始する年月日を記載してください。

2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料の種類

(2) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(3) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

(4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。
なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく、以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。）
- ・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、收受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。
- ・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載もれのないようにしてください。

(5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

- ・支店等で販売業務を行う事業場の追加・削除があった場合に、変更の前後が分かるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。

(6) 販売に係る飼料の種類

- ・以前届出していた「販売に係る飼料の種類」の販売をやめた場合はその種類及び名称がわかるように記載してください。

(7) 留意事項

- ・提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから1月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができます。（品目の追加が1月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等）

- ・変更事項が多い場合には、「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のA4用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

3 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料販売業者事業廃止届」を提出して下さい。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者届（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

販売開始の2週間前までに届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。
記

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地（別紙のとおりでも可）
 - (1) 販売業務を行う事業場の所在地
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）
 - (2) 飼料を保管する施設の所在地
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）

- 3 販売に係る飼料の種類（別紙のとおりでも可）

種	類
幼すう育成用配合飼料、ほ乳期子豚育成用配合飼料、 動物性たん白質混合飼料、米ぬか油かす混合飼料・・・	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料の種類	飼料の名称
ビタミン混合飼料	○○MIX-NO. 1

輸出用、試験研究用がある場合のみ

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
○○抽出物混合飼料	○○印ミックスB

- 4 飼料の販売の開始年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者届出事項変更届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後1ヶ月以内に届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役社長 ○〇 ○〇

最初に飼料販売業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

(1) 代表者

新) ○ ○ ○ ○

旧) △ △ △ △

(2) 社名又は住所

新) ○〇〇〇株式会社 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社 岡山県△△市△△町△△番地

(3) 販売業務を行う事業場(飼料を保管する施設)の追加又は削除

	販売業務を行う事業場の名称	販売業務を行う事業場の所在地
追加	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地
削除	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(4) 販売業務を行う事業場(飼料を保管する施設)の名称及び所在地

新) ○〇〇〇株式会社〇〇支店 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社△△支店 岡山県△△市△△町△△番地

(5) 飼料の種類追加

飼料の種類
幼すう育成用配合飼料、肉用牛肥育用配合飼料、魚粉

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

:

(1)~(5)の各項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者事業廃止届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料販売業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。